

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会 第1回 宿泊衛生専門委員会



日時：令和6年11月12日（火）午後2時00分

場所：都城市役所 南別館4階 第1会議室

つむぎ 感動 神話 となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
都城市実行委員会 第1回宿泊衛生専門委員会

日時：令和6年11月12日（火）午後2時～
場所：都城市役所 南別館4階 第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 都城市実行委員会 事務局長 挨拶
- 3 委員長 挨拶
- 4 議 事
 - (1) 報告事項

報告第1号	都城市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員の変更について	P4
報告第2号	開催準備経過	P6
報告第3号	都城市開催競技の追加及び開催予定施設の一部変更について	P8
報告第4号	第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催等の決定について	P9
報告第5号	SAGA2024国スポ・全障スポ大会の視察概要	P10
 - (2) 審議事項
 - 【委任事項】

議案第1号	都城市医療救護要項（案）	P15
議案第2号	都城市防疫対策要項（案）	P17
議案第3号	都城市防疫対策実施要領（案）	P18
議案第4号	都城市食品衛生対策要項（案）	P20
議案第5号	都城市実行委員会宿泊衛生専門委員会 弁当部会設置要項（案）	P22
議案第6号	都城市弁当調達要項（案）	P24
議案第7号	都城市環境衛生対策要項（案）	P26
- 5 令和7年度策定予定の案件について P28
- 6 フリーディスカッション（選手・監督への夕食提供について） 別紙
- 7 閉 会

○ 参考資料

- | | | |
|-------|---------------------------------|-----|
| 【資料1】 | 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の概要 | P30 |
| 【資料2】 | 都城市実行委員会会則 | P33 |
| 【資料3】 | 都城市開催基本方針 | P38 |
| 【資料4】 | 都城市実行委員会推進体制 | P39 |
| 【資料5】 | 都城市開催推進総合計画 | P40 |
| 【資料6】 | 都城市開催予定競技・会場 | P46 |
| 【資料7】 | 都城市実行委員会専門委員会規程 | P47 |

報告事項

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会 宿泊衛生専門委員の変更について

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則第 13 条第 1 項及び第 4 項に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会委員及び役員等の変更があったため、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

副委員長 (1名)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
都城市 商工部商工政策課 課長	久保 尚裕	原口 文代

専門委員 (3名)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
公益社団法人宮崎県看護協会 都城・北諸県地区理事	荒武 昌代	井上 光子
都城市 健康部健康課 課長	栗山 佐代子	岩崎 日花里
都城市 消防局警防救急課 課長	田中 吉郎	平山 昭人

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会 宿泊衛生専門委員会名簿

(順不同・敬称略)

【委員長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	医療関係	公益社団法人都城市北諸県郡医師会	事務局長	川村 幸一郎

【副委員長】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	宿泊・観光関係	一般社団法人都城観光協会	専務理事兼事務局長	枝村 孝志
2	市関係	商工部商工政策課	課長	久保 尚裕

【委員】 12名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	宿泊・観光関係	都城市ホテル協会	事務局長	久保 俊彦
2		都城市郡ホテル旅館組合	副組合長	三浦 拓也
3		公益社団法人宮崎県栄養士会	理事	渡邊 純子
4		都城市食生活改善推進員連絡協議会	会長	松尾 伊津子
5		都城地区食品衛生協会	事務局長	羽田野 るみ子
6	医療関係	一般社団法人都城歯科医師会	専務理事	常盤 健一郎
7		一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会	会長	落合 晋介
8		公益社団法人宮崎県看護協会	都城・北諸県地区理事	荒武 昌代
9	国・県関係	宮崎県都城保健所	衛生環境課長	坊菌 慶信
10	市関係	健康部健康課	課長	栗山 佐代子
11		環境森林部環境政策課	課長	外山 保志
12		消防局警防救急課	課長	田中 吉郎

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

開催準備経過

※ は市関係分

年度	月	内 容
平成26年度	2	(公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成27年度	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財)日本体育協会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成29年度	10	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成30年度	1	「正式競技」会場地市町村第2次選定：バレーボール(少年男子)、ソフトテニス(成年男女)
令和元年度	7	「正式競技」会場地市町村第4次選定：バスケットボール(成年男女)
		宮崎県準備委員会が名称を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
令和2年度	4	都城市総合政策部内に「国民スポーツ大会準備室」設置
	7	「正式競技」会場地市町村第7次選定：総合開会式・閉会式、陸上競技(全種別)
		「公開競技」会場地市町村第1次選定：バウンドテニス(全種別)
	9	第1回庁内推進会議開催
		(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定
	10	第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年に1年延期することが決定
		日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年(2027年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
中央競技団体正規視察「ソフトテニス」		
1	中央競技団体正規視察「バレーボール」	
	第2回庁内推進会議開催	

令和2年度	2	「公開競技」会場地市町村第2次選定：ゲートボール(全種別)
		「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村第1次選定：パークゴルフ
		「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第1次選定：陸上競技(身体・知的)
令和3年度	6	第3回庁内推進会議開催
	7	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第2次選定：開・閉会式、ボッチャ(身体)、バレーボール(身体)
	10	中央競技団体正規視察「陸上競技」
	1	第4回庁内推進会議開催
令和4年度	4	都城市総合政策部内の「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ準備課」に昇格
	5	第5回庁内推進会議開催
		都城市準備委員会 設立総会・第1回総会を開催
	6	文部科学省及び日本スポーツ協会に「第81回国民スポーツ大会開催申請書」を提出
	7	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が内定(国スポ内定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が合わせて内定)
	1	第6回庁内推進会議開催
	2	都城市準備委員会 第1回常任委員会開催(書面開催)
令和5年度	5	第7回庁内推進会議開催
	6	都城市準備委員会 第2回総会を開催
	11	都城市準備委員会 第1回総務企画専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回競技式典専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回宿泊衛生専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回輸送交通専門委員会を開催
	1	第8回庁内推進会議開催
		中央競技団体正規視察「バスケットボール」
	2	「デモンストレーションスポーツ」選定：U12バスケットボール
		都城市準備委員会 第2回常任委員会開催(書面開催)
令和6年度	4	総合政策部内の「国スポ・障スポ準備課」を「国スポ・障スポ推進課」に名称変更
		第9回庁内推進会議開催
	5	日本スポーツ協会、スポーツ庁による総合視察
	7	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が決定(国スポ決定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が合わせて決定)
	9	都城市準備委員会 第3回総会・実行委員会 第1回総会開催(書面開催)

第81回国民スポーツ大会都城市開催競技の追加及び

開催予定施設の一部変更について

1 開催競技の追加について

令和6年2月5日開催の宮崎県準備委員会第13回常任委員会において、デモンストラーションスポーツ実施競技の追加が決定されたので、次のとおり報告します。

【本市関係分】

競技名	主管団体名	開催予定施設
U12バスケットボール	都城バスケットボール協会	高城運動公園総合体育館

2 開催予定施設の変更について

令和6年2月5日開催の宮崎県準備委員会第13回常任委員会において、正式競技開催予定施設の一部変更が決定されたので、次のとおり報告します。

【本市関係分】

競技名 (種別)	開催予定施設		変更理由
	変更前	変更後	
バスケットボール (成年女子)	早水公園体育文化センター 高崎総合公園総合体育館 高城運動公園総合体育館	早水公園体育文化センター 高崎総合公園総合体育館	高崎総合体育館・高城総合体育館いずれかの使用で必要コート数の確保が可能であることから、準決勝・決勝会場となる早水公園体育文化センターと同じ木製床である高崎総合体育館のみを会場とするもの。

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の

開催等の決定について

1 第81回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎 国スポ）

令和6年7月17日開催の（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、第81回国民スポーツ大会の宮崎県開催及び会期が正式に決定されたことから、次のとおり報告します。

- (1) 令和9年の第81回国民スポーツ大会は、「宮崎県」で開催
- (2) 会期は、令和9年9月26日（日）～10月6日（水）までの11日間

※ 各競技会の開催日程については、（公財）日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会で審議・決定される予定（本年12月頃）

2 第26回全国障害者スポーツ大会（日本のひなた宮崎 障スポ）

第81回国民スポーツ大会の宮崎県開催が正式に決定されたことに伴い、第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が決定されたことから、次のとおり報告します。

- (1) 令和9年の第26回全国障害者スポーツ大会は、「宮崎県」で開催
- (2) 会期は、未定です。※3日間



SAGA 2024 国スポ 全障スポ

新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。

国 スポ 本会期 令和 6 年10月 5 日(土)～ 15日(火)
全障スポ 本会期 令和 6 年10月26日(土)～ 28日(月)



総合開会式10月5日(土)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム<<佐賀市>>

**SAGA
2024
国スポ****陸上競技(全種別)**10月11日(金)～15日(火)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム<<佐賀市>>

バレーボール(少年男子)10月6日(日)～9日(水)

吉野ヶ里町文化体育館<<吉野ヶ里町>>、みやき町中原体育館<<みやき町>>

ソフトテニス(成年男子・女子)9月21日(土)～22日(日) ※会期前

松浦河畔公園庭球場<<唐津市>>、唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート<<唐津市>>

バスケットボール(成年男子・女子)10月10日(木)～14日(月)

唐津市文化体育館<<唐津市>>、唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館<<唐津市>>

唐津市鎮西スポーツセンター体育館<<唐津市>>、唐津工業高等学校体育館<<唐津市>>

閉会式10月15日(火)

SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ<<佐賀市>>

開会式10月26日(土)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム<<佐賀市>>

**SAGA
2024
全障スポ****陸上競技(身・知)**10月26日(土)～28日(月)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム<<佐賀市>>

バレーボール(身体)10月26日(土)～27日(日)

SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ<<佐賀市>>

ボッチャ(身体)10月26日(土)～27日(日)

U-Spo(嬉野市中央体育館)<<嬉野市>>

閉会式10月28日(月)

SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ<<佐賀市>>

① 総合開・閉会式

- ・ 総合開会式に天皇皇后両陛下、閉会式に秋篠宮佳子様がご出席。
- ・ これまでよりも簡略化が図られ、閉会式はSAGAアリーナで開催された。



総合開会式



会場モニュメント



閉会式

② 医事・衛生

- ・ 医師会や看護師会に依頼し、競技会場に医療関係者を配置。
- ・ 競技によって、看護師のみの会場もあった。



救護室



看護師(常駐)



アンチドーピング広報(薬剤師会)

③ 競技運営

- ・ 競技会の運営は、県競技団体が中心となり実施されていた。
- ・ 会場周辺の案内所や駐車場などに多数の市職員が配置されていた。



陸上競技



バレーボール



ソフトテニス



バスケットボール



競技会場案内所



臨時駐車場

④ 仮設施設

- ・ 既存施設で不足する設備等については、仮設で対応されていた。
- ・ 仮設物の規模が大きく、早い段階での配置計画が必要となる。



観客席・照明(ソフトテニス)



仮設トイレ



仮設スタンド(バレー)

⑤ 輸送交通

- ・ 佐賀市は、公共交通機関の利用を推奨し、駐車場を設けなかった。
- ・ 唐津市は、各競技会場と駅等を結ぶシャトルバスが運行されていた。



案内表示



ラッピングバス



シャトルバス

⑥ おもてなし

- ・ 佐賀県を訪れた選手や監督、観覧者を迎える歓迎装飾がたくさん施されていた。
- ・ また、地元が一体となって様々なおもてなしを行っていた。



佐賀駅



総合案内所(唐津駅内)



唐津市役所



炬火



学校応援のぼり旗



ふるまいドリンク

審議事項

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1） 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2） 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

（3） 医薬品等配備

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1） 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2） 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

（3） 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 大会の開催に伴い本市で実施する競技別リハーサル大会における医療救護についても、この要項を準用する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施業務

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市内及び宮崎県内での流行状況を常に監視するとともに、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 大会の開催に伴い本市で実施する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市防疫対策実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市防疫対策要項」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

（1）広報活動

ア 広報の内容

（ア）手洗いの励行等基本的な感染症対策

（イ）大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

イ 活動の内容

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、保健所と連携し、次により広報活動を実施する。

（ア）日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が作成した啓発媒体の配布・掲示

（イ）広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用したPR

（ウ）各種講習会及びイベント等を活用したPR

（2）衛生備品の配置

市実行委員会は、大会期間中における競技会場・練習会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生備品を配備する。

（3）感染症患者発生時の措置

市実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所の指導・助言を遵守し、まん延の防止に努める。

（4）緊急連絡体制の整備

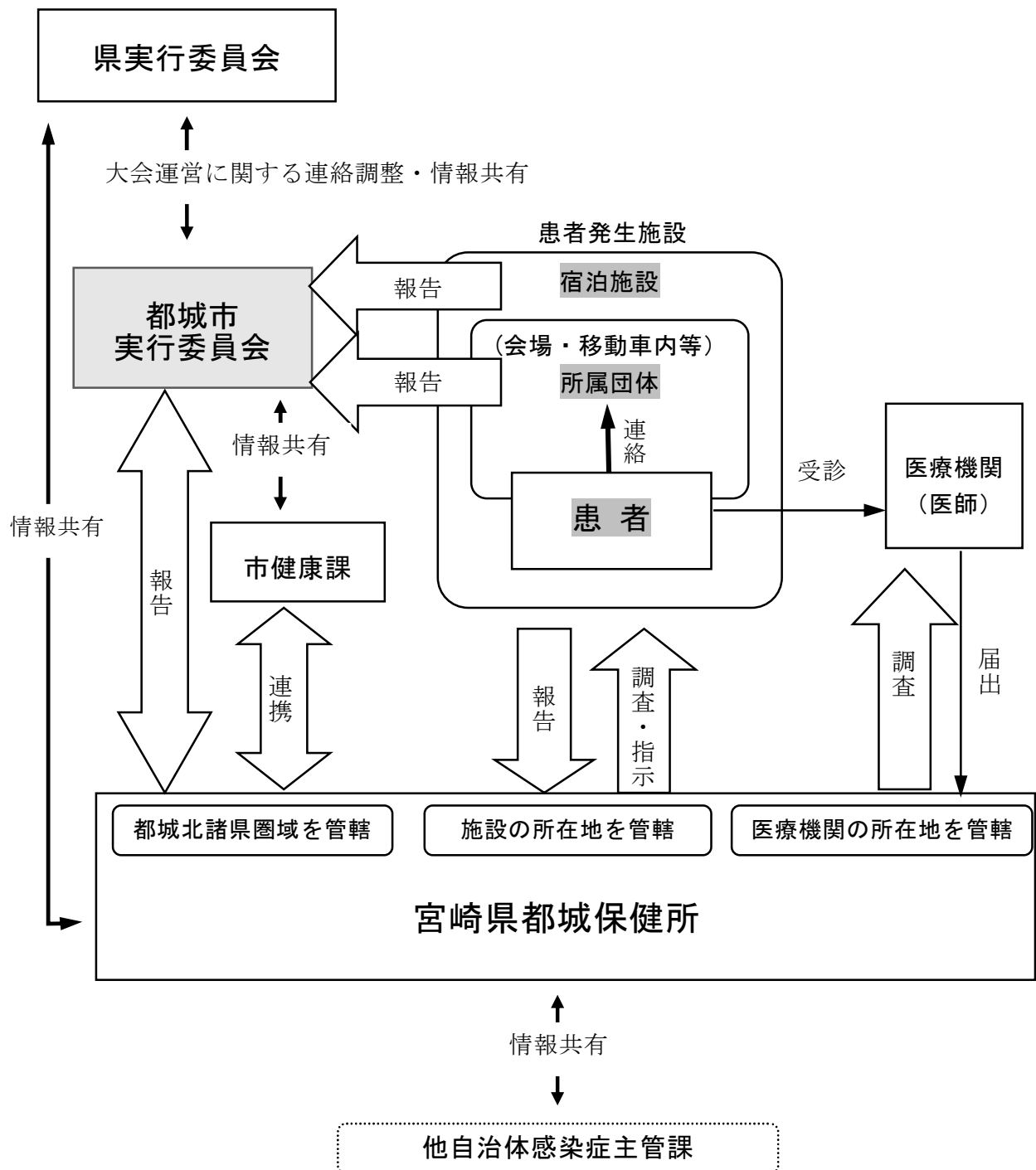
大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

3 その他

（1）本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

（2）このマニュアルに定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者発生施設（宿泊施設・会場・移動車内等）又は患者所属団体は、直ちに都城市実行委員会に報告するとともに、感染症法に基づき、都城保健所に報告する。
- ◆ 都城市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに都城保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、都城保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者及び市民並びに大会参加者等へ食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（3）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

（ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

（イ）大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

（ウ）競技会場等において食品を提供する売店の従事者

（エ）その他市実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連携体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会

宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 部会の名称及び調査研究事項

(1)名称は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

(2)部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 弁当調製施設の選定に関すること。

イ 弁当メニューに関すること。

ウ その他弁当に関すること。

3 部会長等

部会は、部会長及び部会委員をもって組織し、部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

別表

役 職 名	所 属
部 会 長	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会
委 員	公益社団法人宮崎県栄養士会
委 員	都城市食生活改善推進員連絡協議会
委 員	都城地区食品衛生協会
委 員	一般社団法人都城観光協会
委 員	宮崎県都城保健所
委 員	宮崎県農業協同組合 都城地区本部

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市弁当調達要項（案）

1 目的

この要項は、都城市で開催する「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（宮崎県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会（以下「部会」という。）において選定し、市実行委員会が行うものとする。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとし、必要に応じて部会において調査研究を行うものとする。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1） 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2） 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（3） 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（4） 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分類収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については、適切な処理を行う。

（5） 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

（6） 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保

持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ・衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 大会の開催に伴い本市で実施する競技別ハーサル大会における環境衛生対策についても、この要項を準用する。

令和7年度策定予定の案件について

1 競技別リハーサル大会宿泊実施要項

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員及び視察員等の宿泊について必要な事項を定める。

2 医療救護実施要領

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ医療救護要項」に基づき、医療救護の実施について、必要な事項を定める。

3 食品衛生対策実施要領

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市食品衛生対策要項」に基づき、食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

4 環境衛生対策実施要領

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市環境衛生対策要項」に基づき、環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

參考資料

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県及び市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

3 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- 開催時期：9月26日(日)～10月6日(水)
- 開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

- 開催時期：10月○日(○)～10月○日(○)
- 開催期間：3日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会(佐賀県)以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります。

○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

5 実施予定競技

□ 国民スポーツ大会

(1) 正式競技(37 競技)

① 毎年実施競技(36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

② 隔年実施競技(2 競技のうち 1 競技を実施)

ボクシング、クレール射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

(2) 特別競技(1 競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7 競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

□ 全国障害者スポーツ大会

(1) 正式競技(14 競技)

陸上競技 (身体・知的)	水泳 (身体・知的)	アーチェリー (知的)
卓球 (身体・知的・精神)	フライングディスク (身体・知的)	ボウリング (知的)
ボッチャ (身体)	バスケットボール (知的)	車いすバスケットボール (身体)
ソフトボール (知的)	グランドソフトボール (知的)	フットソフトボール (知的)
バレーボール (身体・知的・精神)	サッカー (知的)	

(2) オープン競技

競技規則に定められていない競技・種目で、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、主催者間で協議の上、実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

7 参加人数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (R 5 鹿児島特別国体実績)	全国障害者スポーツ大会 (R 5 鹿児島特別大会実績)
選手・監督数	85,462 人	22,745 人
大会関係者	119,511 人	39,668 人
観覧者数	443,203 人	22,096 人
合計	648,176 人	84,509 人

◎ 過去大会実績を参考にすると、都城市には延べ約 190,000 人が来場する見込み。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、都城市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 都城市を代表する者
- (2) 都城市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、都城市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年9月17日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」と読み替え、「都城市準備委員会」とあるものは、「都城市実行委員会」と読み替える。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催基本方針

1 基本方針

スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形で、人々に「楽しさ」や「喜び」を感じさせ、また、人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）の開催に当たっては、本市の地の利及び地域資源を最大限に活用し、市民と行政が協働し、本市特有の魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、両大会は、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、市民・関係団体・行政などが相互に連携を深め、都城の総力を結集する大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール都城でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

(2) おもてなしの心で都城の魅力を全国に発信する大会

「島津発祥の地」としての歴史や「日本一の肉と焼酎」など、本市が誇る地域資源を全国に発信するとともに、来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市特有の魅力に触れていただき、再度、本市を訪れたいと感じていただけるような大会を目指します。

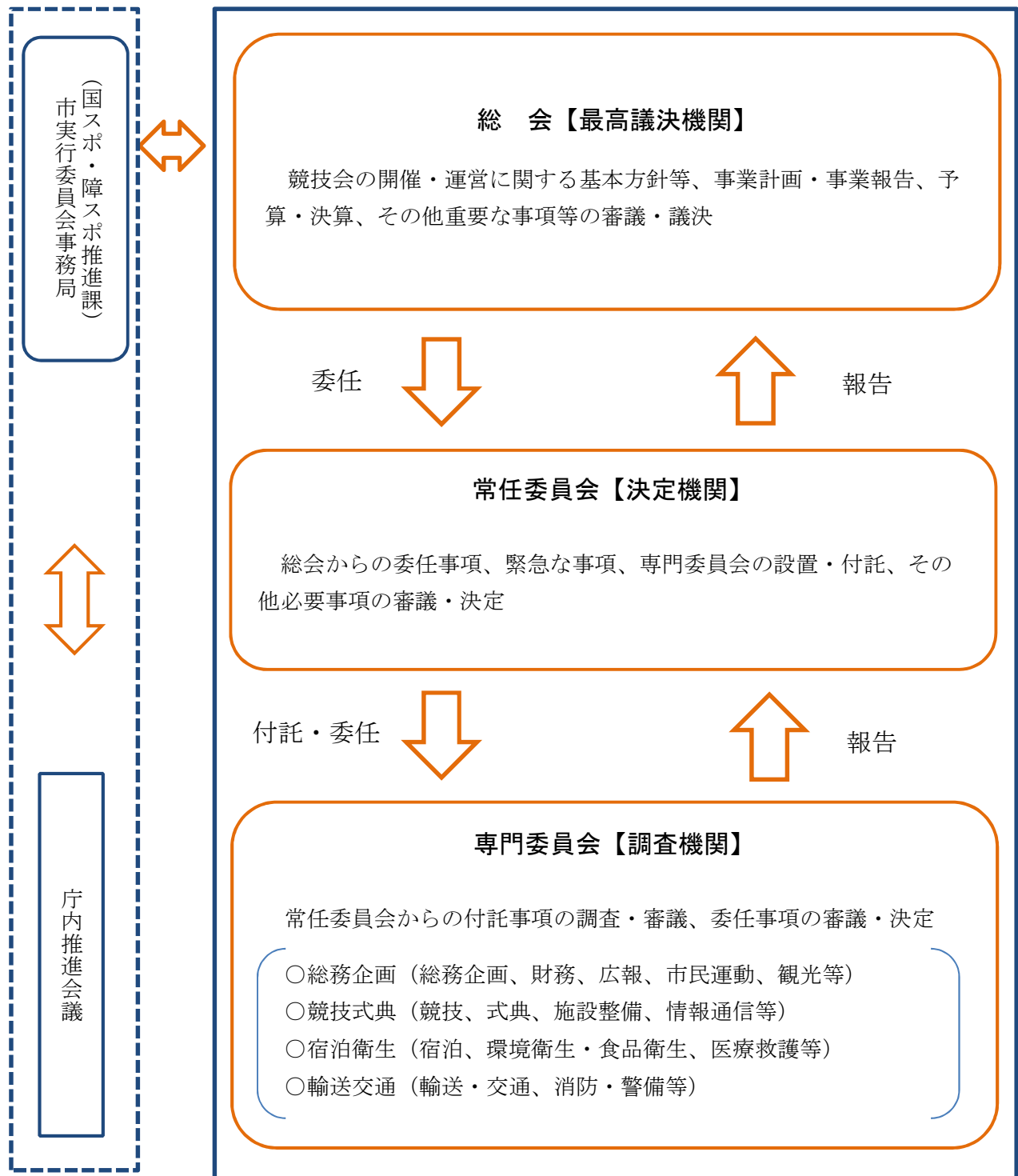
(3) 都城が誇る拠点施設を十分に活かした創意工夫のある大会

開催準備、大会運営に当たっては、拠点施設や競技用具等の有効活用に努め、効率化を図りつつも、市民及び関係団体と創意工夫を凝らし、本市の特色が十分に活かされた大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化と子どもたちが都城を誇りに思える大会

大会開催を契機とし、地域における健康づくりや生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持つとともに、都城を誇りに思えるような大会を目指します。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会推進体制



〔国民スポーツ大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、都城の総力を結集し、オール都城で来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、都城市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、両大会を一過性のものとせず、その開催を通じて市民が都城に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、参加した選手をはじめ、両大会に関わった人々を通じて都城の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、また、デジタル技術を積極的に活用しつつ、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、両大会開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全・安心かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、デジタル技術を積極的に活用し、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

年度 西暦年 逆開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県	
主要行事	① 大会開催内定 ② 準備委員会設立		③ 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察 ④ 大会開催・会期決定 ⑤ 実行委員会へ改組	
準備組織	① 準備委員会設立総会 準備委員会総会開催 ② 常任委員会開催 ③ 総務企画専門委員会設置準備 競技式典専門委員会設置準備 宿泊衛生専門委員会設置準備 輸送交通専門委員会設置準備 ④ 庁内推進会議開催	⑤ 準備委員会総会開催 ⑥ 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	⑦ 実行委員会総会開催 ⑧ 実施本部設置・開催	
総務企画専門委員会	1 総務企画	① 県準備委員会との連絡調整 ② 開催推進総合計画策定・進行管理	③ 企業協賛取扱要項策定 ④ 大会経費調査検討	⑤ 県実行委員会との連絡調整 ⑥ 企業協賛の推進 ⑦ リハ大会経費検討
	3 広報	① 国スポ・障スポ準備課ホームページ開設	② 広報基本計画策定 ③ 広報啓発活動の推進 ④ 準備委員会ホームページ開設	
	4 市民運動		① 市民運動基本計画策定 ② ボランティア募集要項策定 ③ ボランティア募集等の検討	④ 市民運動の推進 ⑤ ボランティア募集・研修会開催
	5 観光・接伴			① 観光・接伴基本計画策定

都城市開催推進総合計画【年度別業務】

令和7年度 2025年 開催2年前 滋賀県	令和8年度 2026年 開催1年前 青森県	令和9年度 2027年 開催年 宮崎県		
⑥ (仮称)国スポ推進局設置	⑦ リハーサル大会開催	⑧ 第81回国民スポーツ大会開催 ⑨ 第26回全国障害者スポーツ大会開催	実行委員会解散	
⑨ 実行委員会総会開催	⑪ 実行委員会総会開催	⑬ 実行委員会総会開催		
⑩ リハ大会実施本部運営マニュアル作成	⑫ 大会実施本部運営マニュアル作成			
⑧ 運営ガイドライン策定				
⑨ リハ大会予算編成	⑬ リハ大会予算執行・決算 ⑭ 大会経費予算編成	⑱ 大会予算執行・決算		
⑩ 識別用品整備要項策定	⑮ リハ大会識別用品整備	⑲ 大会識別用品整備		
⑪ 遺失物・拾得物取扱要項策定	⑯ リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施	⑳ 大会での遺失物・拾得物取扱実施		
⑫ 保険加入要項策定	⑰ リハ大会保険加入	㉑ 大会保険加入		
⑤ 大会報告書編成方針検討	⑥ 大会報告書編成方針決定	⑦ 大会報告書策定		大会決算書
⑥ リハ大会ボランティア業務計画策定	⑦ 大会ボランティア業務計画策定 ⑧ リハ大会ボランティア配置	⑨ 大会ボランティア配置		
② 歓迎装飾・接伴実施要項策定 ③ 案内所・休憩所等設置運営要項策定 ④ 売店設置運営要項策定	⑤ 歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討 ⑥ リハ大会案内所、リハ大会休憩所等設置 ⑦ リハ大会売店配置	⑧ 歓迎装飾・ガイドブック作成等の実施 ⑨ 大会案内所、大会休憩所等設置 ⑩ 大会売店配置		

第81回国民スポーツ大会開催・第26回全国障害者スポーツ大会開催

年度 西暦年 逆開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県
競技式典専門委員会	6 競技	① 競技運営基本計画策定 ② 競技用具整備計画検討・策定 ③ 競技役員等編成案の検討・策定 ④ リハ大会実施検討 ⑤ デモンストレーションスポーツ開催競技選定	⑥ 競技用具整備の推進 ⑦ 競技会係員・補助員編成計画策定 ⑧ リハ大会開催基本計画策定
	7 式典		① 式典基本計画策定
	8 施設	① 施設整備基本計画策定	② 施設整備の推進・点検
宿泊・衛生専門委員会	9 宿泊	① 宿泊基本計画策定 ② 第一次仮配宿	③ 大会弁当調達要項策定
	10. 医事・衛生	① 医事・衛生基本計画策定	② 医療救護要項策定 ③ 防疫対策要項策定 ④ 防疫対策実施要領策定 ⑤ 食品衛生対策要項策定 ⑥ 環境衛生対策要項策定
輸送交通専門委員会	11. 輸送交通	① 輸送交通基本計画策定 ② 駐車場等調査・確保	③ 輸送交通業務実施要項策定
	12. 消防・警備		① 消防防災・警備基本計画策定 ② 消防防災・警備業務実施要項策定

都城市開催推進総合計画【年度別業務】

令和7年度 2025年 開催2年前 滋賀県	令和8年度 2026年 開催1年前 青森県	令和9年度 2027年 開催年 宮崎県	第81回国民スポーツ大会開催・第26回全国障害者スポーツ大会開催
⑨ 競技運営実施計画策定	⑬ 競技別実施要項策定	⑲ 競技別プログラム作成・配布	
	⑭ 競技役員等編成決定	⑳ 競技役員等の編成・委嘱	
	⑮ 競技会係員・補助員編成決定・養成	㉑ 競技会係員・補助員の編成・委嘱	
⑩ 競技別リハ大会実施要項策定	⑯ 競技別リハ大会プログラム作成・配布		
⑪ デモスポ実施要項検討	⑰ デモスポ実施要項策定	㉒ デモスポ開催	
⑫ 情報通信基本計画策定	⑱ 情報通信業務実施要領策定	㉓ 臨時通信施設架設設置	
	③ 式典実施要項策定	⑤ 各競技会 開始式・表彰式の実施	
② 炬火イベント検討	④ 炬火イベント実施計画・要項策定	⑥ 炬火イベント実施	
④ リハ大会宿泊実施要項策定	⑥ 大会宿泊実施要項策定(県)	⑨ 宿泊本部設置	
⑤ 第二次仮配宿	⑦ 第三次仮配宿	⑩ 大会配宿実施	
	⑧ リハ大会弁当調達実施	⑪ 大会弁当調達実施	
⑦ 医療救護実施要領策定	⑪ 救護所設置計画策定	⑬ 救護本部・救護所設置	
⑧ リハ大会救護所設置計画策定	⑫ リハ大会救護所設置		
	⑬ 防疫対策の推進		
⑨ 食品衛生対策実施要領策定	⑭ 食品衛生対策の推進		
⑩ 環境衛生対策実施要領策定	⑮ 環境衛生対策の推進	⑯ 輸送本部設置	
④ リハ大会輸送計画策定	⑤ 輸送計画策定		
	⑥ リハ大会計画輸送実施		
	⑦ 車両誘導計画策定		
	④ 消防防災・警備計画策定	⑭ 消防警備本部設置	
③ リハ大会消防警備計画策定	⑤ リハ大会消防警備本部設置		

都城市開催予定競技等及び開催予定施設

□ 国民スポーツ大会

[令和6年7月2日時点]

競技(種目)・内容		種別	開催予定施設
総合開・閉会式		—	宮崎県山之口陸上競技場
正式競技	陸上競技	全種別	宮崎県山之口陸上競技場
	バレーボール 6人制	少年男子	早水公園体育文化センター
	バスケットボール	成年男子	早水公園体育文化センター
		成年女子	高崎総合公園総合体育館
ソフトテニス	成年男子 成年女子	都城運動公園庭球場	
公開競技	バウンドテニス	全種別	早水公園体育文化センター
	ゲートボール	全種別	都城運動公園陸上競技場
デモスポ ※1	パークゴルフ	—	かかしの里パークゴルフ場 高崎パークゴルフ場
	U12 バスケットボール	—	高城運動公園総合体育館

※1 デモスポ・・・デモンストレーションスポーツの略

□ 全国障害者スポーツ大会

[令和6年7月2日時点]

競技(種目)・内容		種別	開催予定施設
開・閉会式		—	宮崎県山之口陸上競技場
正式競技	陸上競技	身体・知的	宮崎県山之口陸上競技場
	バレーボール	身体	早水公園体育文化センター
	ボッチャ	身体	早水公園体育文化センター

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
都城市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則（令和4年5月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること 2 開催推進総合計画に関すること。 3 広報及び市民運動に関すること。 4 観光及び接伴に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技会場に関すること。 4 その他競技運営式典に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。

新
城

